

令和6年度 第2回
稲敷市国民健康保険運営協議会会議録

令和6年11月13日 開会
令和6年11月13日 閉会

稲敷市国民健康保険運営協議会

令和6年度 第2回稲敷市国民健康保険運営協議会

開催日 令和6年11月13日(水) 午後2時00分

場 所 稲敷市役所 3階 321会議室

諮問 稲敷市国民健康保険税の税率改正について

協議事項

日程1 議席の決定

日程2 会議録署名人の指名

日程3 報告第1号 国民健康保険証廃止について(報告)

日程4 議案第1号 稲敷市国民健康保険税の税率改正について

出席委員

1番 上 野 光 江
2番 川 嶋 洋 子
3番 坂 本 和 広
4番 小 倉 新市郎
5番 坂 本 成 人
8番 宇津喜 直 樹
9番 山 本 彰 治
11番 黒 田 伸 治
13番 青 野 由美子

欠席委員

6番 秋 本 優
7番 横 田 一 郎
10番 根 本 脩
12番 高 須 耕 一

出席説明員	保険年金課長	栗 山 宏
	保険年金課長補佐	飯 島 幸 生
	保険年金課係長	根 本 修 一

午後2時00分開会

○保険年金課長（栗山）

本日は、公私ともにご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第2回稲敷市国民健康保険運営協議会
を開会いたします。本日、会議の進行を務めさせていただきます保険年金課の栗山です。
よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。開会に当りまして、山本会長より
ご挨拶をお願いいたします。

○会長（山本委員）

本日は、大変お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。
国民健康保険事業につきましては、少子高齢化の影響により、国保加入者が減少する中、
一人当たりの医療費は増大傾向にあります。稲敷市においても、令和4年度の賦課方式県
内統一に伴い国保税率改正を行ったものの、収収減、医療費増額等の影響を受け、毎年国
保財政に不足額が生じており、非常に厳しい状況が続いております。

このような状況の中では、国保加入者の皆様が、安心して医療を受けられるよう、国保
事業運営の安定化を図ることが今後ますます重要となります。引き続き、皆様のご理解ご
協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会でございますが、国民健康保険証廃止についての報告と、稲敷市国民
健康保険税の税率改正について、ご協議いただくこととなっております。非常に難しい案
件ではございますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言を賜り
ますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○保険年金課長（栗山）

ありがとうございました。続きまして、稲敷市国民健康保険施行規則に基づく、本運営
協議会に対する諮問でございますが、市長が公務で不在のため副市長から諮問させていた
だきます。副市長お願いします。代表して会長にお受け取りいただきます。

○会長（山本委員）

運営協議会を代表しまして頂戴いたします。

○保険年金課長（栗山）

公務のため、副市長はここで退席させていただきます。ありがとうございました。
ただいま、副市長から本運営協議会に対しまして諮問がなされました。委員の皆様にはよ
ろしくお願いいたします。

それでは、協議に入ってまいります。

本日の出席委員は、9名となっております。6番 秋本委員 7番 横田委員 10番
根本委員 12番 高須委員 につきましては、所用のため欠席となっております。

なお、会議の議長につきましては、稲敷市国民健康保険規則第4条の規定によりまして、山本会長にお願いしたいと思います。議長席へのご移動をお願いいたします。

○議長（山本会長）

それでは、規定に従いまして、議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいま事務局より出席委員数の報告がありましたが、定足数に達しておりますので会議を始めます。事前に配布しました資料の日程に従いまして、進めさせていただきます。

日程第1 議席の決定についてでございます。通常はくじ等で決定するところでありますが、資料名簿の選出区分ごとに順次議席番号とさせていただきますと思います。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

異議なしと認めます。議席につきましては資料名簿順に決定いたします。

日程第2 会議録署名人の指名を行います。本日の会議録署名人に、3番 坂本和広委員、4番 小倉新市郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3 報告第1号「国民健康保険証廃止について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課課長補佐（飯島）

それでは、報告第1号 「国民健康保険証廃止について」をご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。

事前にお配りしております資料1をご覧ください。前回の運営協議会でも、少し説明させていただいた内容で、具体的に大きく変わった内容はありますが、11月の広報誌に掲載しまして、皆様に周知させていただいたところですので、再度ご報告させていただきたいと思います。

内容としましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和5年6月9日に公布されたことに伴いまして、令和6年12月2日以降、現行の保険証が廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行することとなりましたというものでございます。

今後の保険証の取り扱いがどのような形になるかということですが、まず1番の現在お持ちの保険証は12月2日以降も有効期限まで使用することができます。国民健康保険の保険証につきましては、例年8月1日から1年間で更新しておりますが、今年度も同様に来年の7月31日までの有効期限で皆さんに交付しておりますので、その期間は保険証も利用できるということでございます。ただし、来年7月までに年齢が70歳に到達し高齢受給者証に該当する方、75歳到達で後期高齢者に移行される方については、保険の資格情報が変わりますので、誕生月までの有

効期限となっております。その方に対しては、期限満了までに職権で資格確認書または資格情報のお知らせを交付いたします。

続きまして、2番の資格確認書の交付及び3番の資格情報のお知らせの交付についてですが、マイナンバーカードを持っていない方、または持っても保険証の利用登録をしていない方に対しては資格確認書、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを交付するものでございます。これは主に現行の保険証が利用できなくなる方が対象となりますが、例えば12月2日以降新規で国民健康保険に加入される方、保険資格の内容が切り替わる方などは、切り替え手続き後、お持ちの保険証が利用できなくなりますので、その時点でマイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書、お持ちの方には資格情報のお知らせを交付します。また、現行の保険証をお持ちの方には来年度の7月に8月以降の資格確認書または資格情報のお知らせを一斉送付いたします。

次に2ページをご覧ください。今ご説明しました資格確認書の様式となります。A4用紙に印刷しておりますが実際のものは、現在交付しております保険証と同様のカードサイズとなります。

3ページをご覧ください。資格情報のお知らせの様式となります。こちらの書類はA4の用紙となります。右下の方にも資格情報のお知らせの内容が記載されており、この部分を切り取ってお持ちいただくことも可能となっております。この資格情報のお知らせは医療機関に提示の際にマイナンバーカードの読み取りができなかった場合に、マイナンバーカードと一緒に提示することで、保険診療を受けられるというものでございます。

報告第1号の説明は以上となります。

○議長（山本会長）

事務局の説明が終わりました。只今の報告第1号につきまして、ご質問はありますでしょうか。いよいよ国民健康保険証の廃止が間近となっております。過渡期でもありますので、マイナンバーカードをお持ちの方、あるいはお持ちでない方もいらっしゃるし医療機関でも使えない場合もあります。そのことを考えてこのような資格確認書または資格情報のお知らせを交付するということでございます。移行するにあたっての措置でございますので、ご質問ありましたら、事務局にご確認いただければと思います。

○5番 坂本委員

これまでは保険証を月1回の確認で良いということになっていたと思うが、マイナンバーカードを使う理由というのが、診断結果の確認や投薬状況をネット上で確認できる事がメリットと言われています。そこで、マイナンバーカードの場合、同一月内でも受診のたびに毎回マイナンバーカードを提示してもらうべきなのか。毎回提示だと受付でのトラブルが心配されます。支払基金からマイナンバーカード利用受け付けのパーセンテージが医療機関ごとに出てますが、資格確認ベースとレセプトベースの2種類が公表されます。それを見ると国としては、受診時に月関係なくマイナンバーカードを提示することを求めているように感じます。受診のたびにマイナンバーカードを提示してもらうべきなのでしょうか。

○保険年金課課長（栗山）

その点について、現在のところ市町村に具体的な指示は示されておりません。

○保険年金課課長補佐（飯島）

医療機関に受診される方は、国民健康保険だけでなく社会保険や共済組合など様々な種類の保険に加入されている方々だと思います。そうしますと、国民健康保険の方だけの対応ではない内容だと思いますので、国から医師会などを通じて医療機関等の方針が示されるのではないかと考えております。いずれにしましても、現在のところ市の方にその点に関する通達などは来ておりません。

○議長（山本会長）

今後は、医療機関で受診する際に月1回の保険証提示だけでなく毎回提示が必要になるかもしれないということですね。

○5番 坂本委員

マイナ保険証を作った大元の理由は、健康診断の結果や服薬状況をいち早く確認できることです。特に自然災害被災時などには、お薬手帳を紛失してもマイナンバーカードを通すことで服薬状況などを早急に確認できるため利便性が高い。そういう意味では、例えば月初めに受診して同月末に再度受診した場合、服薬状況や健康診断の結果が変わっている可能性もなくはないので、再度マイナ保険証を提示してもらった方がよいのかもしれませんが、その辺については厚労省の見解も曖昧であるように感じます。

○議長（山本会長）

事務局の方でもご確認いただければと思います。おそらくマイナンバーカードを使うことで、データが更新されるということを考えると、受診ごとにデータを上げるということが必要なのではないかと思います。

○5番 坂本委員

そういう細かい対応を厚労省は求めていると思われませんが、例えば2日続けて受診した場合、2日目もマイナンバーカード提示を求めるとトラブルが懸念されます。

○議長（山本会長）

今後は、これまでの保険証提示は月1回という認識を少し改めなければならないということでしょうか。これから運用の中でも頭に留めておいていただければと思います。

その他、何かご質問はありますか

○1番 上野委員

マイナンバーカードと保険証の紐づけ作業を自分でされていない方がいらっしゃると思いますが、その場合自分の保険証が紐づけされているのか認識できていない方も多いように思います。カードに紐づけされているか判断できる表示などはないのでしょうか。

○保険年金課課長補佐（飯島）

マイナンバーカードの表面に保険証などが紐づけされているかがわかる表示はありません。マイナポータルという携帯アプリでご確認いただければと思います。また、市役所1階でマイナンバーカードの紐づけなどのサポートを行っておりますので、そこでも確認できるかと思います。

○1番 上野委員

確認ですが該当となった方には、資格確認書か資格情報のお知らせが交付されるということですが、このQRコードが入った資料でしょうか。

○保険年金課課長補佐（飯島）

QRコードが入っている様式は、資格情報のお知らせとなりますが、資料3ページにお示したA4様式そのものとほぼ同様の様式で交付されます。

○5番 坂本委員

紐づけされているかは医療機関の窓口でカードを通していただければ確認できます。また、紐づけされていない場合、その場で紐づけすることも可能です。

○8番 宇津喜委員

コンビニエンスストア（セブン銀行ATM）でも紐づけ手続きができます。

○保険年金課長（栗山）

現在も市役所1階の窓口にて、マイナンバーカードの新規登録受付、紐づけ作業のサポートなどを行っております。もし不明点がありましたら、そこでご確認いただければと思います。

○議長（山本会長）

その他何かございますか。ないようですので、報告第1号「国民健康保険証廃止について」につきましては以上となります。それでは、引き続き議事に戻ります。

日程第4、議案第1号 稲敷市国民健康保険税の税率改正についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○保険年金課長（栗山）

それでは、本日の資料2、議案第1号令和7年度稲敷市国民健康保険税の税率改正（案）について説明させていただきます。2ページをお願いします。

これまでの国民健康保険税の取組みでございますが、令和4年度に県下一斉で賦課方式が2方式に統一されたことに伴い、税收減が想定されたため不足税分については、基金から繰入れる一方で2年ごとに税率改正し基金繰入を計画的に減額する予定でした。

具体的には、急激な税率上昇を抑えるために市独自の緩和措置を実施しており、令和4・5年度は基金より国保会計に1億5,000万円を投入し、税率を抑え、同じように6・7年度は1億円、8・9年度は5,000万円を予定しております。それに伴い医療分の所得割及び均等割を段階的に2年ごとに変更するようになっておりました。

現在の基金の状況ですが、令和4年度の基金取崩額は、計画よりも少ない約4,000万円。令和5年度の基金取崩額は、計画よりも多い1億8,000万円。令和4年度に6億5,000万円あった基金残額は約4億3,000万円となっております。令和6年度からも毎年1億円前後の赤字が見込まれるため、4年程度で基金がなくなってしまう可能性があります。それであれば一般会計から補填との話もありますが、国は赤字補填を行わせない方向であるため、現実的には税率改正によって適正な運営を行うよう指導されております。

国、県の状況についてですが、国は、高額医療費の発生等による医療費水準の変動リスクを県全体で平準化することで、国保財政の安定化を図り保険料上昇要因を抑えるため、保険料水準の統一を進めております。それにより、高齢化率が高く医療費が多くかかる小規模市町村の保険料が上がり続けることを抑えられます。

「保険料水準の統一」とは、後期高齢者医療制度では行われているように「県内どこに住しても、同じ所得であれば同じ保険料」とするものでございます。これにより、県の試算では、医療費の高い稲敷市においては、県に納める納付金は、5,000万円程度抑えられる見込みでありました。しかしながら、県は、市町村間の収納率をはじめ格差があることを理由に統一を見送っております。

次に3ページをお願いします。こちらが被保険者数と1人当たりの療養諸費費用額のグラフとなっております。青い棒グラフの被保険者数は、年々減少しており、今後も被保険者数は年約5%程度減少すると思われます。

茶色の折れ線グラフは、1人あたり療養諸費費用額で、医療の高度化により年2%程度の増加が続くと思われます。このように被保険者は減少しても、1人あたりの医療費は増加傾向となります。下は、税率を決めるうえで大きな要因となる、県に納める国民健康保険事業費納付金のグラフとなります。令和5年度をピークに今後は、被保険者数が減ることから減少傾向が続くと思われます。

次の4ページをお願いします。県内の国保税改正状況をまとめたものでございます。令和6年度は、土浦市、古河市、龍ヶ崎市、神栖市、五霞町、かすみがうら市、桜川市、鉾田市 の8市町。令和7年度の予定では、稲敷市の他に確認したところだけでもつくば

市、結城市、利根町、美浦村の4市町村ですが、県の調査によれば多ければ20市町村ほどで税率改正を進めていると思われます。

国保税率の検討でございますが、令和6年度の収支でも1億円程度の赤字が見込まれており、安定的な国保の財政運営を行うためには、税率を引き上げ、基金からの繰入額を抑える必要があるため、令和7年度からの新たな税率を検討する必要があります。

現行税率と県の示す標準保険料率比較について表をご覧ください。標準保険料率が県に納める納付金を算出するうえで、本来の税率が標準保険料率となります。現行税率と比べますと、一番右側の比較にありますように、全てマイナスとなっておりますが、今回は、開きの大きな医療分につきまして検討を行います。

国保加入者の状況ですが、世帯構成は、1人世帯が58.2%、2人世帯が30.5%、合わせると88.7%で約9割りを占めております。国保の世帯平均所得は約141万円ということで、所得の少ない方には保険税の軽減を行っておりますが、軽減世帯は約6割を超えております。

次の5ページをお願いします。税率改正シミュレーションの考え方でございます。令和5年度の赤字額約1億1,000万円から赤字を埋めるべく税率改正を検討するものです。令和5年度現年分の医療分賦課額を基準額として、パターンAからEの5パターンで算定を行いました。保険税は、医療分と後期分と介護分で構成されていますが、後期分、介護分は概ね標準税率のため、医療分の税率で調整を行いました。

まず、現在の税率では、赤字額が約1億1,400万円ですので、少しずつ所得割と均等割を大きくした場合の赤字額がどの程度になるか検討しております。

パターンAだと、所得割+0.5%、均等割+3,000円増で、全体で約4,200万円増えて赤字額は7,200万円に抑えられ、1人当たり約4,400円の増となります。

パターンBだと、所得割+0.8%、均等割+4,000円増で、全体で約6,210万円増えて赤字額は5,190万円に抑えられ、1人当たり約6,500円の増となります。

パターンCだと、所得割+0.8%、均等割5,000円増で、全体で約6,800万円増えて赤字額は4,600万円に抑えられ、1人当たり約7,100円の増となります。

パターンDだと、所得割+1.1%、均等割6,000円増で、全体で約8,800万円増えて赤字額は2,600万円に抑えられ、1人当たり約9,200円の増となります。

パターンEだと、所得割+1.3%、均等割8,000円増で、全体で約1億920万円増えて赤字額は480万円に抑えられ、1人当たり約11,400円の増となります。

赤字額を減らすと、1人あたりの負担が増えるためバランスが難しいところです。

6ページをお願いします。シミュレーションからの適正な税率への考え方としまして、先程の各パターンからの比較を行い、数年後の基金残額等を検討しております。

その結果として、パターンAでは、数年で基金がなくなる恐れがあり、2、3年ほどで、再度税率改正の必要がでてきます。長期的な、国保財政の安定化を考えれば、パターンD又はパターンEにすべきであります。上り幅が大きく負担増が10万円を超える世帯もあり、急激な増税となり負担が大きくなりすぎます。そのような中、パターンB、パター

ンCであっても、赤字額は5,000万円程度に抑える事が可能であることから、今回の改正では、出来るだけ上り幅を抑えたパターンBとしたいと考えております。

今後、「県内の保険料統一」の動きが進んだ場合、市が県に納める納付金の額が5,000万円程度引き下げられる可能性があります。県の動向を注視しながら、適正な国保財政を進めてまいります。

7ページをお願いします。参考までに世帯別の上がり幅を表した表となります。

パターンBでは、1万円未満の世帯は、3,569件で全体の58.3%、1万円から2万円の世帯が、1,359件で全体の22.2%、合わせて80.5%となっております。その下の表では、パターンBでの所得額別平均増税額となります。例えば、所得100万円以下の被保数2人ですと、平均4,443円の増額となり、該当するのは681件となります。

今後、国保税を抑制するために必要な措置でございますが、国民健康保険財政の歳入の主なものは、国保税と国や県からの公費、歳出の主なものは、医療費となっております。財政の安定化のためには、歳入を増やして歳出を減らす必要があります。歳入を増やすためには、特定健診、特定保健指導、がん検診の受診率などを上げて公費を増やすことが重要となります。国は医療費適正化や国保財政の改善に向け努力を行う自治体に対し、特定健診等受診率や保険料収納率などの「指標」の達成度に応じて財政支援を行っております。一方で、歳出を減らすためには、病気等が重症化する前に適正な受診をすることで自己負担を含めた医療費の削減を図れます。特に稲敷市では、国保加入者の糖尿病に関する医療費が多くなっております。令和3年度はワースト1位、令和4年度もワースト4位となっております。そのようなことから、健診等を定期的に受診し、生活習慣を見直すなどひとりひとりの行動が必要となっております。

なお、今回の案につきましては、皆様にご了解をいただければ、条例等の改正も必要なことから、議会に議案として上程いたしまして、審議をいただく予定でございます。日程といたしましては、1月の全員協議会で議会に説明しまして、3月議会で議案提出する予定で考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第1号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。上げないでほしいという意見はあると思いますが、ここは説明していただいた通り、決して楽な状況ではないということをご理解いただいて、パターンBを提案していただいているわけですが、説明の中でわかりにくいところや、パターンBで良いのかということ等も含めて、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

私の方から質問させていただきます。今説明いただいた2ページのところでは、これまでの国民健康保険税の取り組みとして、令和4年5年、6年7年で改正し税率の極端な上昇を抑えながら、更に2年ごとの改正を行うということでしたが、今の提案ですと令和7年度よりということですが、計画していた2年ごとの税率改正と、今回の税率改正をどのようにシンクロするのか説明をお願いします。

○保険年金課課長（栗山）

ご説明いたします。こちらの表の通り、令和4年度は賦課方式の変更によりまして、令和4年、5年度は所得割を5.2%、均等割を32,000円とし、以降2年ごとに表のように税率を上げていくという当初の計画でありましたが、実際の運用の中で令和4年度の実績を見ますと、基金の取り崩し額が1億5,000万円を予定していたところ4,000万円に減額となったことで、その後の税率改正について様子を見ることとし予定していた6年度の税率改正を見送りました。しかし、令和5年度につきましては、基金取り崩し額が1億8,000万円となり計画額を超えたため、令和7年度以降は見直しが必要と考え提案させていただいております。

今後の見込みですが、令和7年度に税率改正を行うと、そのあと、実際、県の方の統一が、令和8年か9年頃には動き出すと予想しております。統一された場合、税率改正後の令和7年度の赤字予想額は、約5,000万円ですが、統一後は医療費が高い地域の負担が県全体で平準化されますので、稲敷市は約5,000万円程度県に納める納付金が減額となる見込みです。そうなりますと、概ね赤字が解消されることから、令和7年度に税率改正を行えば、それ以降は税率改正しなくても運用できる可能性がある数字で今回検討をしております。

○議長（山本会長）

理解を深めるために確認しますが、この2ページにある2年ごとの改正を見込んでいたが、令和6年度は現行の所得割5.2%、均等割32,000円を維持し、上げずに運用しているけれども、本来本年度実施予定であった税率アップの改正を令和7年度に提案いただいた内容で実施させていただきたいというご理解でよろしいですか。

○保険年金課課長（栗山）

その通りでございます。ただ、今、テレビ、マスコミ等で今103万円の壁や106万円の壁という話題が出ているかと思いますが、報道されている内容が実現されますと国保にも影響が出てくる可能性を感じております。社会保険に移行する方が増加し国保加入者が減少となった場合、所得控除額が増額し総所得額が減少した場合などの際には、現状で想定していない国保税の減収が生じると想定されますので、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○11番 黒田委員

B案でいいと思います。それで、できるところまでは頑張ってもらって、その頑張るというのは、やはり収入を増やすことと支出を減らすことですが、まず高齢者の健康づくりと人口を増やすことに力入れるべきと考えます。そのために、大企業を稲敷市に誘致するなど、そういう取り組みをおこなう活動をもっと派手にやったらいいんじゃないかと思います。そういう部分で県西地区はものすごく力を入れています。例えば暮らせるような家がないところには、家を作って安価で提供するなど、そういうことを稲敷もどんどんやっていかないと、今後もますます人口は減るだろうから、B案でも破産してしまうかもしれない。是非こういう話をトータルで含めていろいろ検討するような機会

を作ってもらえるといいのではないかと思います。

健康づくりについては、老人会に入ってる人は、12～13%しかいない。その人たちが、認知症になるなんてことはありえない。病院の先生方は、認知症にならないために、老人会への参加を推奨しています。そういったことも、議会で話していただきたいと思います。

○11番 黒田委員

健康保険証の廃止は決定していることだと思いますが、立憲民主党から緊急法案が出されると報道されている。それがもし決まった場合、どのように周知する予定ですか。

○保険年金課課長（栗山）

とりあえず今のところ、今回の廃止というのは、マイナンバー関係の法改正により、すでに決定している事項です。そのため、立憲民主党が発言している紙の保険証の復活については、今後国会で法改正の議論が進んでからの措置となることから、その決定を見据えた上での周知ということになると思います。現状で市としましては、12月2日保険証廃止という対応で継続することとなります。

○8番 宇津喜委員

医療機関には、社会保険事務所からポスターなどが送られてきてますので、そのような啓発品を掲示することでも周知を図れると思います。

○議長（山本会長）

その他ありますでしょうか。先程の説明があった通り、国の方でも、103万円の壁というのが動くことによって、106万円の社会保険の壁も変動があるかもしれないということ、また、令和8年度から、県内の保険料の統一標準化、平準化の動きもあるということですが、あくまでも見込みということで、事務局からも今後注視していくという説明をいただきました。

保険税の改正は直接加入者の負担につながることでありますので、是非とも足りなくなったから変えますということだけではなく、しっかりと社会情勢を見極めた上で、改正の段階を踏んでいただきたいということを申し添えておきます。

○議長（山本会長）

そのほかありますでしょうか。ないようですので、お諮りいたします。
議案第1号国民健康保険税の税率改正について、原案の通り承認することにご異議ありませんでしょうか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認されました。

以上で本日提出されました議案の審議を終了いたします。

ここで、その他ということで、事務局から何かありましたらお願いいたします。

○保険年金課

ありません。

○3番 坂本委員

国保税の納付回数の件です。現在は7月から2月までの8回払いとなっていると思いますが、住民税の特別徴収のように12回払いにはできないのでしょうか。

○保険年金課課長補佐（飯島）

国民健康保険税は前年の所得額により賦課額が決まりますので、所得額を把握できる時期が重要となります。前年以前から市内にお住まいの方の所得額は5月に把握することは可能ですが、同年1月1日以降に稲敷市に転入された方の所得額は、前市町村に紹介をかける必要があります、紹介をかけられるのが6月中旬以降となります。そのため、国保税の賦課額を決定できるのは、早くても6月末となることから、例年7月以降の納期となっております。

また、国民健康保険税においては、特別徴収という制度がございませんのでご理解いただければと思います。

○3番 坂本委員

役所の歳入は5月までできると思うが、例えば3月徴収を1回増やすなど是可以のできるのでしょうか。

○保険年金課課長補佐（飯島）

おっしゃる通り前年度の歳入は5月末まで計上できますので、3月徴収を行うことは可能です。しかしながら、例年3月は年度切り替えの月であるため、保険の異動が非常に多く、次年度の準備作業も重なりとても業務が煩雑となる月です。事務的な都合で大変恐縮なのですが、今後の検討課題ということでご理解いただければと思います。

○3番 坂本委員

国保税は、医療費のほかに事務費などにも充てられるのでしょうか。

○保険年金課課長補佐（飯島）

稲敷市における国保税は全て医療費に充てられておりますが、予算上で申し上げると県の納付金に全て充てられております。事務費などは、一般会計からの法定内繰入金で賄われております。

○議長（山本会長）

その他、何かございますか。特にないようですので、以上で本日の日程を終了とし、議長の職を解かせていただきます。協議進行にご協力いただきありがとうございました。

○保険年金課長（栗山宏）

続きまして、稲敷市国民健康保険税の税率改正についての答申でございますが、これから皆様に答申書（案）を配布いたしますので、内容をご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

先ほど説明しました通り B 案ということであると、国民健康保険税の改正につきまして、所得割 6.0%、均等割 36,000 円ということになります。

それで附帯意見としまして、国民健康保険税の税率改正だけではなく、収納率の向上に努めるとともに、健康増進に向けた保健事業を充実させるなど、更なる国民健康保険財政の健全かつ安定的な運営に一層の取り組みを進めていただきたい。

また、国保財政の安定化を図るためには、一部の市町村に大きな負担を負わせるのではなく、県が中心的な役割を担い、財政負担の平準化のためには、保険料統一が必要であることから、早急に進めるよう要望を行うべきであるということを書いております。

更に、先ほどの社会保険の 106 万円の壁の件など国の動き等もございますので、その辺の内容を新たに加えた形で訂正したものを、後日皆様にお配りしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、答申につきましては、本日市長が不在でございますので、内容を変更した後に市長に提出させていただきたいと思っております。内容につきましては以上となります。

本日は、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。
これもちまして、令和 6 年度第 2 回国保運営協議会を閉会いたします。
大変お疲れ様でした。

午後 3 時 0 5 分閉会

稲敷市国民健康保険規則第7条の規定により署名する。

議 長 _____

1 番委員 _____

4 番委員 _____